

アグアスカリエンテス日本人学校運営規則

第1章 総則

第1条 (名称)

アグアスカリエンテス日本人学校(ESCUELA JAPONESA DE AGUASCALIENTES, A. C.)と称し、略称を「E. J. A.」とする。

第2条 (所在地)

本校は、その所在地をAV. DEL LAGO 161, JARDINES DEL PARQUE, AGUASCALIENTES, AGS., MEXICO に定める。

第3条 (目的)

本校は、アグアスカリエンテス市及び近郷に在住する日本国籍を有する(申請中を含む)子女に対し、日本国憲法・教育基本法・学校教育法及び文部科学省の示す学習指導要領に即して、心身の発達に応じた初等・中等普通教育を施すことを目的とする。

第2章 学校要綱

第4条 (教育の目的)

本校は、第3条に掲げる目的に従い、児童・生徒の人格の完成を期し、豊かな心情を培い、活動力に満ちた健康な心身の育成を図ることを目的とする。更に、本校における学習指導にあたっては現地事情に対する認識を深め、日墨友好関係の増進に留意する。

第5条 (教育課程)

1. 本校の教育課程は、日本国内の小・中学校における9か年の修業課程に準拠して実施されるものとし、国語・社会・算数(数学)・理科・生活科・音楽・図画工作(美術)・家庭(技術・家庭)・体育(保健体育)及び外国語(英語)・特別の教道徳、並びに総合的な学習・特別活動を含めて編成する。
2. 本校に在籍する全児童・生徒に現地理解のための教育及びスペイン語教育を行う。

第6条 (入学、就学、退学、休学、出席停止)

本校に入学出来る者は、アグアスカリエンテス市及びその近郷に在住する日本国籍を有する(申請中を含む)子女とし、満6歳に達した月の翌日以降おける最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで就学出来るものとする。但し、特別の事由により学校長が必要と認めた場合には、前項に拘らず満15歳以上の子女を入学または就学させることが出来る。退学・休学の場合、保護者は関係書類を添えて一定の手続きを取らなければならない。出席停止は、関係者と協議し学校長が決定する。

第7条 (終了・卒業資格)

本校は、義務教育としての小・中学校の終了または卒業に関する証書の付与することを保証される限りにおいて、学校教育法施行規則12条(3)の規定により、日本国内及び海外日本人学校等への当該学校に編入学する児童・生徒に対して、必要な手続きを行うものとする。

第8条 (保 健)

本校は、児童・生徒及び教職員の保健保持増進を図るため健康診断を行うとともに、健康安全に必要な措置を講ずるものとする。

第9条 (学 期)

学期については、日本国内の制度と現地事情を勘案して別に定める。

第10条 (賞 罰)

1. 児童・生徒に優れた行為があったと認める時は、学校長はその者を表彰することが出来る。
2. 学校長・教員は、教育上必要があると認める時は、児童・生徒に対し懲戒を加えることが出来る。但し、体罰を加えることは許されない。

第11条 (学習評価)

1. 学校長は、各学年の課程修了を認めるにあたって、適切な成績の評価を行うものとする。
2. 評価の基準は、学習指導要領に定められている目標を基準として学校長が別に定める。

第3章 学校運営

第12条 (運営責任)

学校運営の最終責任は、理事会に帰属する。

第13条 (理 事)

1. 理事は、総会において多数決により選出する。
2. 理事長は、理事の中から総会において選出される。

第14条 (理事会)

第13条の理事は、理事会を構成する。

理事会は、次の事項を審議し、出席理事の過半数をもって議決する。

1. 学校規則及び細則、その他の規定に関すること。
2. 学校予算及び決算に関すること。
3. 寄付金及び借入金に関すること。
4. 重要な資産の取得及び処分に関すること。
5. その他学校運営の重要事項に関すること。

第15条 (理事会の招集、成立)

理事会は、理事長が招集し理事の過半数の出席をもって成立する。

理事会の議事運営に関しては、別に細則を定める。

第16条 (学校協議会)

1. 本校に、次の委員によって構成される学校協議会(以下「協議会」と略す)を置く。職務については、第17条にこれを定める。

学校運営理事……………2名
PTA役員……………2名
通学安全委員会代表……1名
学校代表……………3名

第17条 (職 務)

協議会は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

1. 前月・当月・次月の学校行事の実施内容、計画の展開(学校代表より)
2. PTAからの展開・報告・依頼事項
3. その他運営に関する重要事項の審議
4. 協議会での決定・承認事項の理事会への報告

第18条 (招集・議決)

1. 協議会は、毎月第3金曜日までに開催とし学校代表が招集する。但し、木・金・土から始まる月は、第4金曜日までとする。又、学校運営理事は、必要に応じて臨時に協議会を招集することが出来る。
2. 協議会は、担当者の3分の2以上の出席をもって成立する。
3. 議決は、出席者の多数決により行う。
4. 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。
5. 協議・議決内容は、議事録を作成し保管する。

第19条 (協議委員の任期)

1. 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
2. 年度途中で就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 1の規定に関わらず、任期満了後といえども後任者が就任するまでは、委員はその任務を行うものとする。

第20条 (事務局)

協議会の事務局は、学校内に置き、協議会に関する事務を処理する。

第21条 (登下校)

1. 保護者の責任において、登下校の送迎を行うものとする。
2. 学校の責任領域は、登校時に正門で保護者または代理人から生徒を引き取り、下校時に正門で保護者または代理人へ生徒を引き渡す範囲までとする。
3. 保護者が送迎出来ない場合は、保護者の責任において代理送迎を委託する事を認める。事前に学校が、代理送迎の連絡を受けた場合のみ認める。
4. 保護者が車を所有していない、車を運転できない等、物理的に送迎が困難な場合、保護者がタクシー等の公共交通機関に同乗して生徒を送迎する事を認める。

第4章 教職員

第22条 (教職員)

学校に次の教職員を置く。

学校長、教頭、教諭、講師、事務主任、事務員及び警備員等とする。

学校長、教頭、教諭については、日本の有効な教員免許状を有するものとする。

第23条 (任 命)

学校長等の政府派遣教員は、日本国文部科学大臣が委嘱する。

その他の教職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

第24条 (任 務)

教職員の基本的任務は、次の通りとする。

1. 学校長は、校務を司り所属職員を監視し、必要に応じて児童・生徒の教育を司る。
2. 教頭は、学校長を補佐し校務を整理するとともに、必要に応じて児童・生徒の教育を司る。
3. 教諭は、児童・生徒の教育を司り、校務を分掌する。

4. 講師は、専門の課程について児童・生徒の教育にあたる。
5. 事務主任及び事務員は、任命された固有の職務に従事する。

第5章 財務

第25条 (財務)

本校の財務は、入学金・授業料・寄付金及び日本国助成金、その他の雑収入をもってこれにあてる。

第26条 (予算の執行)

学校長及び事務主任は、固有の事務として第14条の議決を経た予算を執行し、財務担当理事は理事会に対して、決算の報告をしなければならない。

第27条 (事業年度)

本校の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる期間とする。

第28条 (授業料等)

本校の入学金・授業料については、別にこれを定める。

第29条 (経理規定)

経理規定については、別にこれを定める。

第6章 祝祭日

第30条 (学校祝祭日)

学校休業日とする祝祭日は、メキシコ合衆国及びアグアスカリエンテス州の祝祭日をもってこれにあてる。但し、日本の「子供の日」及び「天皇誕生日」は祝日とする。

第31条 (開校記念日)

毎年9月13日を開校記念日とする。

第7章 附則

第32条 (施行期日)

この規則は、平成10年4月1日より施行する。

第33条 (規則の改正)

この規則の改定は、理事会の承認を受けて効力を有するものとする。

第8章 細則

第34条 (学期について)

- ① 学期は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- ② 学期は、~~2~~ 学期制とし、各学期の日数については年度ごとに決定する。
- ③ 授業日数は、概ね 200日とする。(学校教育法施行規則別表第一を参照の上、標準授業時数を満たすこと)

アグアスカリエンテス日本人学校運営規則

7	2022. 8. 29.	改定	西村	藤川
6	2022. 6. 24	改訂	西村	藤川
5	2021. 11. 29	改訂	内堀	佐藤
4	2019. 09. 27	改訂	内堀	太田
3	2012. 3. 15	改訂	新井	今枝
2	2008. 10. 29	改訂	河崎	今枝
1	2004. 6. 23	定期見直し	川瀬	今枝
N	1997. 4. 10	新規発行	——	——
変番	制定・改正年月日	記事	承認	作成